

平成23年度事業計画

当協議会は、滋賀県交通対策協議会の実践機関として設置されており、その事業内容は、県協議会の主唱する「平成23年度交通安全県民総ぐるみ運動」実施要綱に基づく事業を主たる実施事業とし、さらに地域の実情に即した内容で、具体的かつ効果的な地域交通対策を決定、実施を図る機関です。

全ての人々が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現のために、「協働」による安全な地域交通環境の確立を基本理念として、関係機関、団体、企業、学校、地域が緊密に連携し、ひとりひとりが交通安全意識を高め、交通ルールとマナーの遵守を徹底し、効果的な交通事故防止活動に取り組みます。

本年度におきましても、この目的を達成するために「マナーアップ くさつ りっとう」をスローガンに

- 1 高齢者の交通事故防止
- 2 歩行者および自転車の安全確保
- 3 交差点における出会い頭事故の防止
- 4 飲酒運転の根絶
- 5 自転車・二輪車事故の防止
- 6 各市独自重点対策の推進（交差点事故の防止）
- 7 迷惑駐車、駅前放置自転車の防止

を重点推進事項とした活動を展開します。

1 運動の重点推進事項

(1) 高齢者の交通事故防止

- ① 参加・体験・実践型交通安全教育の実施
- ② 高齢者の交通安全諸活動参画意識の醸成
- ③ 交通危険箇所等における保護誘導活動の実施
- ④ 夕暮れ時、夜間外出のときは、明るい服装や反射材着用の促進
- ⑤ 生活道路等における安全施設の点検・整備の充実
- ⑥ 高齢者住居家庭に対する訪問指導活動の推進
- ⑦ 高齢運転者標識（高齢者マーク）表示の促進
- ⑧ 高齢者を守る運動の推進～高齢の歩行者・自転車利用
- ⑨ 高齢者マーク表示車への思いやり運転の励行
- ⑩ 運転免許自主返納制度の周知と自主返納しやすい環境づくり

(2) 歩行者および自転車の安全確保

- ① 参加・体験・実践型の交通安全教室の実施
- ② 飛び出し、乱横断・信号無視などの危険な行為をしない安全行動や交通ルールの遵守
- ③ 歩行者・自転車利用者に対する反射材活用の促進
- ④ 自転車安全利用五則を利用した正しい交通ルールとマナーの周知と、街頭指導の徹底

●自転車安全利用五則

- i 自転車は車道が原則、歩道は例外
 - ii 車道は左側を通行
 - iii 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - iv 安全ルールを守る
 - ・飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - v 子どもはヘルメットを着用
- * (右側通行・逆走は厳禁) (携帯電話の使用禁止) (無灯火は厳禁)

- ⑤ 自転車は早めライト点灯の励行
- ⑥ 自転車乗車中の携帯電話の使用等が禁止されていることの周知徹底
- ⑦ 自転車の安全点検の促進 (TS マークの普及促進)

(3) 交差点における出合頭事故の防止

- ① 参加・体験・実践型の交通安全教育の実施
- ② 交通安全教室をはじめ各種研修、街頭啓発などあらゆる機会をとらえ、交差点では「止まる・見る・待つ」ことの呼びかけ
- ③ 正しい交差点の通行方法、徐行、一時停止、安全確認の徹底のための交通安全教育の推進
- ④ 交通安全施設の点検と整備の推進
- ⑤ 交通事故危険箇所に対する調査と、事故防止に向けた対策の推進

(4) 飲酒運転の根絶

- ① 飲酒運転の危険性の認識を深める広報・啓発活動の徹底
- ② 「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくり
- ③ 参加・体験・実践型の交通安全講習会の開催
- ④ ハンドルキーパー運動への参加促進
- ⑤ 酒類提供飲食店などにおける運転者への酒類提供禁止と、酒類提供者に対する罰則規定の周知徹底
- ⑥ 鉄道・バス・タクシーなど公共交通機関の利用促進
- ⑦ 家庭・地域・職場等それぞれの立場で、飲酒運転の悪質・危険性について話し合いの実践

(5) 自転車・二輪車事故の防止

- ① 自転車乗車時におけるルールとマナー遵守の啓発
- ② 夜間無灯火の防止と反射材の活用・普及
- ③ 酒酔い運転、信号無視、一時停止違反、傘差し運転、二人乗り、乗用中の携帯電話使用禁止等危険運転の防止啓発
- ④ 横断歩行者等の妨害、自転車歩行者道内並進等の迷惑運転防止啓発による歩行者の保護

(6) 各市独自重点対策の推進

草津市 『スピード自粛場(宿場)運動』……交差点での事故防止

栗東市 『くり(栗)ピカ運動』…反射材普及による夜間事故・交差点事故防止

(7) 迷惑駐車、駅前放置自転車の防止

2 運動の一般推進事項

●推進団体（地域・職域・学校等）における取り組みの推進

(1) 交通安全教育活動

- ① 地域・職域・学校等、それぞれの実態に即した自主交通安全活動の展開
- ② 各種会議、イベント等、人が集まるあらゆる機会を捉えた交通安全の呼びかけ
- ③ 「交通安全教育指針」に基づく段階的、体系的な交通安全教育の推進
- ④ 高齢者や児童・生徒を中心とした、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催
- ⑤ 自主防犯・防災組織と連携した交通安全活動の推進
- ⑥ 自転車利用にかかる正しいルールの周知徹底

(2) 街頭活動の推進

- ① 各推進機関・団体や関係ボランティアの連携により交通安全強調日を重点とした街頭指導・啓発活動の強化
- ② PTA やスクールガードなどの防犯組織等と連携した、通学路や交通危険箇所における交通安全指導、保護誘導活動の強化
- ③ 安全運転管理者、事業主等の街頭指導による従業員等への交通安全意識の高揚

(3) 広報・啓発活動

- ① 推進機関・団体のそれぞれの特性を生かした、広報紙（誌）、広報車、社内放送、校内放送などの各種媒体を活用した交通安全広報活動の積極的推進
- ② 交通安全強調日や各期の交通安全運動を重点とした横断幕、のぼり旗、ポスターの掲出等による啓発活動の強化
- ③ 交対協ホームページの活用

3 草津栗東地区交通対策協議会の主な事業

学区（地区）別事故防止啓発運動	平成23年4月1日～ 平成24年3月31日
-----------------	--------------------------

春の全国交通安全運動 街頭啓発	平成23年5月11日(水) 南草津駅前東口広場および西口広場
-----------------	-----------------------------------

全 体 会 (学区・地区別事故防止啓発運動表彰式)	平成23年5月26日(木) 草津市役所 2階特大会議室
------------------------------	--------------------------------

交通安全高齢者師範学校	開校式	平成23年6月2日(木) 全5講開催
-------------	-----	-----------------------

秋の全国交通安全運動出動式	平成23年9月21日(水)
---------------	---------------

年末の交通安全県民運動 交通安全移動啓発
平成23年12月

交対協ホームページ 随時更新

早朝街頭指導 毎月1日・15日
(土・日祝日になる時はその翌日)

4 他機関との共同開催事業

草津・栗東地区交通安全推進大会
(交通安全高齢者師範学校閉校式)
平成23年11月17日(木)
アミカホール

5 運動などの名称・期間

(1) 年間を通じて実施する運動

- ア 前照灯早め点灯運動
- イ 近江路交通マナーアップ運動

(2) 期間を定めて実施する運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	5月11日(水) から 5月20日(金) まで
夏の交通安全県民運動	7月15日(金) から 7月24日(日) まで
秋の全国交通安全運動	9月21日(水) から 9月30日(金) まで
年末の交通安全県民運動	12月1日(木) から 12月31日(土) まで
新入学(園)児の交通事故防止運動	平成24年3月15日(木) から 平成24年4月15日(日) まで

(3) 交通安全強調日

名 称	実施日	備考
交通安全啓発日 自転車安全利用デー	毎月 1 日	1 日が休日に当たる場合は、次の最初の平日に当たる日
近畿交通安全日	毎月 1 5 日	
高齢者交通安全の日	毎月 1 5 日	
シートベルト・チャイルドシート 着用啓発日	毎月 2 0 日	20 日が休日に当たる場合は、次の最初の平日に当たる日
近江路交通マナーアップ啓発日	毎月 2 5 日	
ノーマイカーデー (公共交通機関利用促進日)	毎週金曜日	
飲酒運転根絶啓発日 飲酒運転について考える日	毎月 第 4 金曜日	